

令和3年度 社会福祉法人齐慎会本部 事業計画書

1 法人概要

法人名称 社会福祉法人 斉慎会（平成14年2月28日設立）

主たる事務所 〒438-0026 静岡県磐田市西貝塚2111番地1

理事長 早野 雄二郎

理事 大橋 正己 南 貴晴 早野 いく子
山崎 俊洋 小川 正信 成田 将史

評議員 大石 和男 大村 清勝 神田 りつ子
後藤 秀雄 杉田 誠 寺田 俊之
山田 喜一 山本 君治

監事 鈴木 靖男 名波 公彦

事業の種類 1. 第一種社会福祉事業
(1) 特別養護老人ホームの経営
2. 第二種社会福祉事業
(1) 老人短期入所事業の経営
(2) 老人デイサービスの経営
3. 公益を目的とする事業
(1) 居宅介護支援事業

2 基本理念

1. 尊厳を守りその人らしさを尊重します

一人ひとりが人としての尊厳をもち、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、その人らしさを受け止め、常にご利用者の立場に立って信頼と納得の得られる良質なサービスを提供します。

2. 充実した活力のある生活となるよう援助します

その人の持っている能力や知識・経験の活用を図るとともに、環境の整備や適切な援助による趣味や文化・社会活動への参加支援など、その人にとって幸福で充実した生活、生きる楽しみと明日への希望がもてるような生活を目指して創意工夫に努めます。

3. 地域福祉の推進に努めます

施設は、社会資源として地域に還元し、保健・医療・福祉関係分野との連携を図りながら、地域福祉の推進拠点として多様なニーズに対応し、地域に暮らす人々が地域で支えあい共に生きる福祉文化の発展に貢献します。

3 職員の行動指針

1. 5 S（整理・整頓・清掃・清潔・接遇）を推進しよう
2. ご利用者が「どうしたいか」「どう思うか」を基準にして考えよう
3. ご利用者の満足を追求しよう
4. 専門性を磨き、常にサービスの質と量の向上を目指そう
5. 地域の人々と共に地域福祉の向上に努めよう

4 経営方針

世界に多大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症は、若年層では無症状や比較的症状が軽い人が多い反面、高齢者や基礎疾患を有する人は重症化しやすいと言われており、70代以上が累計死者の8割を占め、欧米では死者の大半が高齢者施設に集中していると報告されています。2020年11月、国内では第3波が到来して日々感染者数が増加、重症者が増えるにつれ医療崩壊が叫ばれるようになりました。介護施設では、入所者の感染が判明しても医療病床のひっ迫により入院することができず保健所の指示で施設に留まった結果、大規模な集団感染（クラスター）を引き起こしたり、多くの入所者が亡くなる事例が、都市部のみならず地方でも多数発生、介護崩壊とも言える事態となりました。また、認知症という障害のため「的確な隔離などできるわけもなく」といった現場の声が報道され、認知症の人への対応の困難さも浮き彫りになりました。介護サービスはご利用者やそのご家族にとって欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても我々はご利用者に対し必要なサービスを安定的・継続的に提供していかなければなりません。介護施設には通所や短期入所等の複数の在宅サービスが併設されているとともに、在宅のご利用者は複数の事業所やサービスを併用したり、医療機関を利用したりしていることが多いことから、一つの事業所でクラスターが発生すれば感染が施設全体あるいは地域の他の介護事業所等へ広がるのが懸念されます。感染症が発生していない施設であっても、コロナ禍でのサービス提供は検温や消毒等業務の負担を増加させるだけでなく、不安やストレス等によって職員の精神的な負担も増加させます。ご利用者やそのご家族の期待に応じて安定的・継続的に介護サービスを提供していくためには、こうした様々なリスクを想定し、適切な備えを行っていくことが大切です。今回の介護保険制度改正においても、その第1の柱に「感染症や災害への対応力強化」が挙げられており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業継続計画（Business Continuity Plan＝BCP）の作成や訓練（シミュレーション）が義務付けられました（3年間の経過措置有り）。BCPは、非常事態が発生した時、法人の持っている経営資源（ヒト、モノ、カネ）をどこに振り分けどのように活用していくのか、計画を立て（Plan）、教育・訓練し（Do）、問題点がないか点検（Check）、見直す（Act）といったPDCAサイクルを回すことが重要です。当会には西貝の郷、西之島の郷の2拠点があるため、緊急時に拠点間でどのようにヒト・モノの分配・調整を行うのか、具体的な計画を立ててシミュレーションを行っていきます。また、災害への対応については地域等外部との連携・協力が不可欠ですが、現在、施設は感染対策のため外部との交流を制限している状況にあり、今後どのような形で地域との連携が可能であるか検討していくことが必要であると感じています。介護保険制度改正の第2の柱「地域包括ケアシステムの推進」においても、通所介護における地域等との連携の強化が掲げられ、通所介護の事業について地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域交流に努めなければならないとされています。感染症対策

と地域の方々との交流が両立できるように創意工夫し、地域の方々と法人との良好な関係作りを目指して参ります。

介護保険制度改正に話を戻しますと、その第3の柱は「自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進」、第4の柱は「介護人材の確保・介護現場の革新」、そして第5の柱が「制度の安定性・持続可能性の確保」となっています。介護保険制度は、制度開始当初から自立支援を理念に謳っていましたが、今回の改正では改めて高齢者の自立支援・重度化防止が強調されており、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）の評価をバランス良く組み合わせながら科学的介護を推進するとし、これまで少なかったアウトカム評価が拡大されています。サービスの質の評価における自立支援・重度化防止は、介護保険制度の持続可能性の観点からも重要ですが、ご利用者主体やご利用者本人の望む暮らしを支えるといった視点も重要であり、また認知症高齢者に対する自立支援介護には違和感を覚えます。とはいえ、医療業界が多数の症例や臨床結果を記録し、分析結果を残すことでエビデンスを積み上げてきたように、介護業界も職員個人の「経験」に頼るのではなく、「根拠」や「客観的な情報」が求められるようになりました。今年度からは科学的介護を目指したデータベース LIFE（リハビリ分野に関するデータベース VISIT と高齢者の状態やケアの内容などのデータベース CHASE（介護サービスの介入を示す「Care&Health」利用者の状態を示す「Status」利用者の情報を示す「Events」を組み合わせた造語）を統合した「科学的介護情報システム（Long-term care information system For Evidence の略称）」の一体的な運用が開始され、各種加算の要件に LIFE へのデータ提供を求められるなど、科学的介護への取り組みが促進されているため、LIFE のフィードバックを受けながら PDCA サイクルを回していくことも重要な取り組みです。ご入居者・ご利用者の状態や疾患、暮らし等を踏まえつつ、データを活用してケアの質の向上に繋げるよう努めて参ります。同様に、栄養マネジメントや口腔衛生管理が基本報酬に包括され基本サービスとして対応が必要になるため、こうした変更への対応を法人として足並みを揃え統一した形で取り組みます。また、第4の柱の介護人材の確保のなかでは介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の取り組みが見直され、職員の離職防止・定着促進の強化が図られますので、法人として職員の新規採用の取り組みを強化し、法人全体での研修会開催等定着への取り組みを行います。

最後に、今年6月の定時評議員会終結のときをもって理事、監事及び評議員が任期満了となりますので、新たな役員等の選任に関する手続きを適切に行っていくとともに、公正で透明性のある法人運営と業務執行を心掛けて参ります。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、理事会等の会議は可能な場合に限り決議の省略（社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第96条の規定による）により行うものとします。

5 重点施策

1 感染症や災害への対応力強化

- ① BCPの継続的な評価と見直し、研修、訓練（シミュレーション）の実施
- ② 災害への地域と連携した対応の検討
- ③ コロナ禍での地域との交流の在り方の検討

2 介護保険制度改正への対応

- ① 自立支援介護・重度化防止の取り組み

- ② 介護報酬改定に関する情報の収集と各事業所の対応支援
- ③ 質の高い人材の確保（新規採用と職場定着への取り組み）

3 公正で透明性のある法人運営

- ① 役員及び評議員の適正な改選手続き
- ② 理事会、評議員会の適切な招集と運営
- ③ 必要な書類等の備え置き、閲覧、公表等の履行

6 法人運営計画

1 会議等運営計画

(1) 評議員選任・解任委員会

日 時	場 所	審議事項等
令和3年4月20日（火） 15:00 開会	西貝の郷 相談室	次期評議員選任

(2) 評議員会

評議員会は、原則として毎年6月に開催していますが、令和3年6月の評議員会については、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、評議員全員から事前の同意の意思表示がされたときは決議の省略を予定しています。

日 時	場 所	審議事項等
令和3年6月22日（火） 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和2年度計算書類の承認ほか

(3) 理事会

理事会は、法人運営の意思決定機関として、6月（令和2年度決算及び事業報告、その他）、10月（補正予算及び理事長の職務執行状況の報告、その他）、3月（令和4年度予算及び事業計画、その他）に開催します。監事は、理事会に出席し理事の職務の執行状況を監督します。なお、6月の理事会については、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは決議の省略を予定しています。

日 時	場 所	審議事項等
令和3年6月1日（火） 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和2年度収支決算（案）、令和2年度事業報告（案）ほか
令和3年10月19日（火） 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和3年度補正予算（案）、理事長の職務執行状況報告 ほか
令和4年3月29日（火） 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和4年度当初予算（案）、令和4年度事業計画（案）ほか

(4) 監事監査

定期的に会計及び施設運営に関する内部監査を実施、また決算にあたっては理事会の開催前に

監事監査を実施します。

時 期 (仮)	場 所	審議事項等
令和3年6月1日(月) 13:00	西貝の郷	令和2年度決算監査
令和3年9月24日(金) 10:00	西貝の郷	預金、小口現金、預り金、伺い書 ほか
令和3年12月8日(水) 10:00	西之島の郷	小口現金、預り金、伺い書 ほか

7 借入金償還計画

令和3年度の機首借入金残高の合計額は、2億4,214万円です。今期の返済予定額は元金5千387万円、利息451万8,480円、償還補助金は元金助成1,070万8,150円、利息助成37万4,954円を予定しており、残金は介護報酬をもってこれに充当する計画です。

(単位：円)

拠 点 区 分	西貝の郷	西之島の郷	合計
借 入 先	福祉医療機構	福祉医療機構	
期 首 残 高	40,540,000	201,600,000	242,140,000
当 期 償 還 額	元 金	33,600,000	53,870,000
	利 息	486,480	4,518,480
	計	20,756,480	58,388,480
当 期 償 還 補 助 金 額	元 金	573,150	10,708,150
	利 息	293,874	374,954
	計	867,024	11,083,104
期 末 残 高 (うち1年以内返済予定額)	20,270,000 (20,270,000)	168,000,000 (33,600,000)	242,140,000 (53,870,000)
返 済 期 限	2022年12月10日	2027年2月10日	
備 考	利率1.2%	利率2.0%	

組織図

